

# SERVICE BULLETIN



FUJI HEAVY INDUSTRIES LTD.

HEAD OFFICE ; SUBARU BLDG.  
SHINJUKU, TOKYO, JAPAN

JCAB APPROVED

NO. 200-012      DATE 平成 9 年10月13日      (SUPERSEDES NO.      )  
REV.      DATE      (SUPERSEDES NO.      )  
REASON

1. 標 題 : エンジン回転計の制限マークの変更。
2. 適用機体 : FA-200-160の機体で製造番号 #297 の機体。
3. 適用度 : 必須事項
4. 目 的 : 航空法施行に伴い対地騒音値を航空法施行規則 付属書第2第4章の基準値以下に抑えるため、エンジン回転計の制限マークを変更して最高回転値を制限する。
5. 指 示 : エンジン回転計2,600~2,700間の緑色弧線(常用運用範囲)を黄色弧線(警戒運用範囲)に変更する。
6. 実施時期 : 平成9年10月 1日以降の最初の耐空検査時迄に実施する。
7. 承 認 : 航空局承認(東-9-001)平成 9年 10月 9日
8. 所要部品 : 本SBを実施するために必要な部品は下記の通りである。

NO	部 品 番 号	部 品 名 称	個 数	備 考
1	————	計器制限マーク 1.2×20mm	1	市販品(黄色)

9. 特殊工具 : なし
10. 重量重心 : 変化なし
11. 準拠資料 : 航空法施行規則の付属書第2  
特定型式設計適合承認書 第 6 号

12. 作業手順 :

- (1)エンジン回転計2,200~2,700間の緑色弧線の内、2,600~2,700間を剥がす。(赤色放射線はそのまま)
- (2)緑色弧線を剥がしたところをナフサにて清浄にした後、黄色弧線を貼り付ける。



AIRCRAFT DIVISION

1-11 YOUNAN 1 CHOME. UTSUNOMIYA TOCHIGI JAPAN 〒320  
TEL 0286 (59) 4833 TELEX 3522 176

SERVICE BULLETIN 200-012

PAGE 1 OF 2

13. その他 :

(1)マニュアル類の改訂：飛行規程

(別途富士重工より送付する。)

(2)本作業終了後は有資格者整備士の確認を受け、航空日誌に記録する。